

令和5年度 岡山県アルコール健康障害対策連携会議 議事概要

日時 令和6年1月12日（金）10:30～12:05

会場 ピュアリティまきび 3階 飛翔

出席者 岡山県アルコール健康障害対策連携会議委員（代理者含む） 16名

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会長選出
- 4 議 事

- (1) 第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画の一部改定について
- (2) 岡山県アルコール健康障害サポート医（仮称）について
- (3) 第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況について
- (4) その他

議事（1）について事務局から説明

《意見交換》（要旨）

会長：昨年来、飲酒ガイドラインが厚労省で論議されており、昨年末にパブリックコメントが実施され、非常にたくさんの意見が出た。飲酒の危険な量は、男性 40g、女性 20g 以上飲むと影響を及ぼすと言われており、目標とする飲酒の量をどうするか、ガイドラインはできるだけ少ない方がいいと書いてあるが、作成検討会では男性を 20g、女性を 10g ぐらいにしたらどうかという意見がいろいろ出た。健康日本 21 等と関連してくるが、そういった動きがある中で今回の今回、第2期の県計画を考えるので、そういうことも頭に入れていただきたい。

委員：飲酒ガイドラインは、今パブリックコメント中か。

会長：ガイドラインのパブリックコメントは12月28日で終わって、今後、作成検討会が厚労省等と協議して決めることになる。その中にパブリックコメントの意見がかなり反映されるとしたら、20g、10g という言葉が入る可能性があるかもしれない。

委員：もっと厳しい書き方になる可能性があるのかと思い、聞いた。20g、10g では緩いと言われるかなと。

会長：そうなる可能性は高いが、作成検討会には酒造の小売組合やビール会社の方もおられるので、どうなるかは分からない。

議事（2）について事務局から説明

《意見交換》（要旨）

委員：昨年度のこの会議で佐藤委員から認知症サポート医のようなものがあってもいいのではないかというご意見をいただき、ぜひ作りたいということになり、広島県を参考にさせてもらった。私や堀井先生は広島県のサポート医研修に講師で行ったが、多くの内科の開業医や精神科の先生が集まっていた。ただ、サポート医になることで負担が増えすぎるとなりたくなくなるので、メリットとして、アルコール問題に意識が高い医師であると名乗っていただけること、また広島県では生涯教育のポイントが取れ

ることも動機付けになっているので、そのあたり相談させていただきたい。岡山県独自で工夫したのは、アルコールアディクション学会、肝臓学会のeラーニング研修を認定のための必須研修として、受講費用を依存症治療拠点機関病院の事業費として負担することを利点として付けることにしている。eラーニングを事前に受けていただき、2つ目の研修として当院で研修を行う。アルコールに関する誤解を解くのに大事なものは、生の酒害体験を聞き、アルコール依存症に対するネガティブなイメージを振り払っていただく、つまり回復できる病気であることを知っていただくことだ。また直接、断酒会との関係を作る機会になればとの期待がある。準備等を進めてきたが、医師会の先生方のご協力も何卒よろしくお願いしたい。

委員：先生方の努力のおかげで、このようなサポート医の制度が実現することになり、非常に喜んでいる。医師会として協力できるのは広報活動だ。細かい制度は詰めていかなければならないと思うが、非常に良い素晴らしい計画だ。

委員：こころの連携指導料、かかりつけ医から精神科の病院に患者さんを紹介するときに診療報酬が出るかについては、元々は自殺対策でうつ病の人を紹介するのが元なので、アルコールをあまりイメージされていないが、アルコールでも算定して良いのではないかと考えて、中四国厚生局や厚労省に問い合わせたが返事がない。かかりつけ医の先生に診てもらい、それを紹介してもらうときに診療報酬が付いたら良いと思うので、岡山県や医師会などいろいろなところからもプレッシャーをかけて、こころの連携指導料がアルコールにも使えるようにもっていきたい。

会長：アルコール医療は精神科医だけでなく、一般科の内科、消化器内科、肝臓内科中心にいろいろな先生が診ている。新しいアルコール依存症治療ガイドラインが2018年に出て、断酒が中心だが、断酒を目標としながらも、減酒、少量の飲酒も治療の一つになったので、先生方も関わりやすくなった。アルコール依存症そのものもどんどん変わりつつあり、以前のような酩酊時の暴力などの問題飲酒が減少し、体を悪くする（身体障害型）、あるいは人間関係を悪くすることが中心になっており、より一般化を目指してのサポート医ということになると思う。

議事（3）について各委員から計画の実施状況の報告

委員：・かかりつけ医等と専門医療機関・依存症治療拠点機関の連携の促進で、治療支援コーディネート部会を年3回開催して、各機関と連携共有をしている。

- ・精神科診療所および外来向け依存症セミナーを行っているが、この研修を来年度はサポート医研修に切り替える形で継続したい。
- ・依存症セミナーを4回開催し、マインドフルネスという治療アプローチや、リカバリーにターゲットを当てた生活全般を支援するような治療アプローチ、マッピングを用いた依存症支援、家族支援の研修を行っている。
- ・ホームページの充実が課題で、見やすいかたちに改定の予定だ。
- ・自助グループとの連携も行った。今年度は堀井先生を大会長として全国のアルコール関連の学会が岡山で10月に開催され、その事務局等で協力し、市民公開講座では、断酒新生会やたけのこ会から心に届く体験談をいただいて、大盛況に終わった。
- ・臨床、入院・外来診療を継続しながら、連携を深め、研修も改善しながら今後も継続していきたい。

- 委員：**・自助グループとして、酒害者救済を目的としている。去年の8月5日には太田先生や行政・医療の先生に協力していただき、SBIRTS 普及促進セミナーを開催した。大変多くの参加者に来ていただき喜んでいる。継続しなければいけないと思い、来期はターゲットを絞って、太田先生や堀井先生に相談しながら行いたい。
- ・断酒会のアピールのため、以前は飲酒運転撲滅運動でチラシ配布だけで終わっていたが、市の保健所から保健師に来ていただいて AUDIT やパッチテスト、スクリーニングテストを取り入れた。非常に有意義だったので、来年も各市との連携を考えている。
 - ・セミナーや研修会で酒害体験、体験談を話したいので、呼んでいただければ助かる。
- 委員：**・アルコール依存症に対する正しい知識の普及、理解の推進で、真庭高校の看護科を中心に、年1回アルコールの授業を行っている。生徒たちにアルコールに関心を持ってもらえた。
- ・広報啓発の推進で、月1回定期的に、パンフレットを置かせてもらっているところで、酒害相談の要請があれば出向いて相談にのる。
- 委員：**・令和4、5年度、新型コロナの影響で新しい取組ができていない。断酒例会や一泊研修会も公共施設の使用禁止等で、開催できていなかった。コロナが第5類に移行したこともあり、全国的にも少しずつ回復している。当会でも、今年2月10、11日に約3年ぶりに一泊研修会と25周年記念大会を閑谷学校で開催する。記念大会では県精神科医療センターの橋本先生に記念講演をしていただく。西日本で200人ぐらいが参加予定だ。一泊研修会や断酒例会は、酒害者本人と家族にとって心の拠り所だったが、無いことで断酒に失敗したこともあった。開催することで酒害者も家族も回復していけるのではないかと。
- ・昨年、前理事長が亡くなって新体制になり、若手を起用して若手の意見を聞いて、新しく改革をする方向で今年はやっつけようと思う。
- 委員：**・酒造業界もコロナ禍で大変なダメージを受けた。
- ・飲酒適齢期を迎える県内の大学生を対象に、お酒に関する講座を開催している。日本酒造組合中央会が作成した「二十歳からの日本酒 BOOK」を使い、パッチテストを実施して、自分の体質を知っていただくことをやっている。飲酒できるのは20歳からということと適正飲酒について教えている。広島国税局の酒類業調整官に協力するという形ではあるが、場合によっては酒造組合の役員も参加している。4年度は8大学で414人、今年度は10大学で開催する予定で、今後も拡大していきたい。
 - ・昨年5月に事務所を岡山小売酒販会館に移転した。今後、小売酒販を含め、連合会とも連携できるのではないかと考える。
- 委員：**・小売はたくさん売れたら売上利益に繋がるが、良いお酒を少しずつ楽しもうという声掛けを同業者にはしている。96度のウオッカや75.5度のラムが市販されているが、商品の特性や危険性について、小売業者と管理者がイコールのところは管理できるが、スーパーやホームセンターのレジで実際に販売担当する人にまで広がるような動きを今後さらにしていかなければならないと考えている。
- ・近年懸念していたのが、高アルコールの缶チューハイで12、13%といった、グラム換算をするとかなりの高いアルコール摂取に繋がってしまう飲みやすい商品が増えていることだ。ただ、低アルコールの缶ビールも徐々に普及しているので、今

後も動向を見ながら、商品特性を同業者に伝えてまいりたい。

- 1つの免許状に対して必ず1人管理者を置かなければならない規定があるが、小売酒販管理研修は3年に一度の更新講習も含めて、昨年度は県内で42回、約1,000名に講習いただいた。
- 毎年4月に、県内の主要駅等において、20歳未満の飲酒、飲酒運転の撲滅キャンペーンを張っているが、昨年は地元のスポーツ団体、ヒラキンさんのソフトボール部に入っていたり、倉敷も同じ野球を、津山は高校生と一緒にキャンペーンを張ったりと、昨年から少し変化をつけて行った。新年度は新たな取組も行う予定だ。
- 悪役商会の岡山出身の八名信夫さんにご協力をいただき、ステッカーを作成した。残念ながら岡山も全国も、組合への加入者が免許状数に対して約10%を切るような状況で、今後さらに加速度的に減っていくだろう。社会的なCSRを意識していくためにも、組合に頼らず、ドラッグストア、コンビニエンスストア、スーパー、ホームセンター、あるいは雑貨の中で一部クラフトビールを置いているようなところは組合に入っていないので、一般社団法人岡山県酒問題ゼロ Lab という別組織を組合で立ち上げた。八名信夫さんをお願いしたところ、無償で写真撮影や短い動画（右下のQRコードを読み込むと出てくる）に協力していただいた。ステッカーをレジ周り等に貼っていただき、CSRを果たしているという意思表示ができる動きを今後さらに広げていきたい。
- 20歳未満飲酒のアンケートは、中高生の回答した人のパーセンテージであって、どうしても20歳未満という括りの中からすると、中学校を卒業して実社会で一生懸命頑張っている子どもたちや高校を出て大学1、2年生の18、19歳の人漏れていることを懸念している。今後何ができるか考えたい。

委員：・酒類メーカーとしての責任を果たすことを土台にしながら、いろんな事業を毎年実施している。前任地の仙台工場から去年の10月に赴任してきたので、仙台工場でも実施してきたことと岡山工場での話を混ぜながらお話する。岡山工場では成人式の啓蒙パンフレットや、春秋の交通安全週間に合わせた告知等の活動を実施している。

- コロナ禍を挟んで飲み方がわからなくなったり、羽目を外して大量のお酒を一気に飲んでしまうといった問題が明るみになっており、そういったものに対してメーカーとしてしっかり説明をする場を作ってほしいとの意向があった。前任地では、企業や大学といったところで適正飲酒の講座を実施しながら、お客様とのタッチポイントを作って、なぜ20歳未満の人がアルコールを摂取するといけないのかとか、体の大きさではないといった話をしてきた。こういった活動を岡山でも実施したい。20歳未満の飲酒のみならず、一気飲みや妊婦の飲酒といった問題があるので、啓蒙活動を実施していきたい。

委員：・保険者協議会というのは馴染みがないかも知れないが、保険者協議会を構成しているのは、協会けんぽや事業者の組合健保、国民健康保険といったいわゆる健康保険の保険者で構成している団体である。健康被害が出れば健康保険の運営に影響する、要するに出ていくお金が大きくなるので、これをなるべく小さくするためには、早期発見・早期対応が一番というのが保険者協議会の考え。アルコールに関して何ができるかを考えたときに、健康指導に当たる保健師や看護師に対し、アルコール問

題に関する知識や対処を深めてもらうため、特定保健指導者実践育成研修（初任者研修）を実施した。岡山県精神保健福祉センターの貝原先生に講師になっていただき、酒を飲みすぎる人への支援について研修を行った。受講者のアンケートでは、42名参加のうち24名がよく理解できた、17名はほぼ理解できた、あまり理解できなかったのは1名だった。意見の中には、どうやって特定保健指導に繋げていくのか難しいといった意見があった。

・我々ができることは研修と広報だ。保険者における適正飲酒の研修やお酒の悩み相談の4年度の取組実績評価はなしだったが、5年度はアルコールの研修を行った。

委員：・普及啓発と相談、保健所・市町村の人材育成の研修を行っている。

・大学でアルコール講座をしているが、若い人の食いつきがいい。アルコールの害について知らなかったとのことで、非常に新鮮に受け止めてくれる。キリンビールさん等、いろいろされているようなので、情報交換しながら研修をできると良い。企業にも前はもう少し行っていたが、実績は2件だ。企業もアルコールだけではなく受入れにくいようで、たとえば健康づくりの中でアルコールを取り上げるとか、もう少し工夫が必要だ。交通安全の関係でも研修を行っている。先ほど小川委員からあったように、特定保健指導等も依頼があれば適宜行っている。断酒会のSBIRTS研修にも協力した。

・相談支援については、適宜相談を受けながら実施している。

・人材育成については、保健所・市町村が中心だが、それ以外にも呼びかけながら研修を行っている。

委員：・岡山市のこころの健康センターも県のセンターと同じで、専門相談機関に位置づけられている。

・電話相談、面接、診察は継続して行っている。

・職域でアルコールが問題になる前に早めに管理するため、「おいしくお酒を飲むための教室」を何年も前からやっている。

・かかりつけの内科等の先生と精神科でアルコールに携わる人たちのネットワークを作るため研修会を行っているが、コロナのお陰で変わらざるを得ない部分があって、この2～3年はどう対応していくかを考えながら、オンラインなどを中心に行ってきた。その功罪はマイナス面が大きいが、プラス面も多少はあり、20～30人に講座とグループワークを行っていたのができなくなったが、オンラインでは企業の他地域の事務所からも200～300人参加してくれることもあるので、今後の展開を考えたい。

・森脇委員のおっしゃっていた組合加入率はすごく大きいと思う。どうすればいいかわからないが、ドラッグストア、スーパー、コンビニが、酒販組合が持っているような問題意識を持てるようにプレッシャーをかけなければいけない。任せておいたらまずい問題だと思う。

委員：・「運輸事業における乗務員等の酒気帯び乗務防止のため、講習等を通じてアルコールに関する基礎知識や酒気帯び乗務の禁止等の周知指導を行う。また乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について更なる徹底を図る」というところで、令和3年の6月に、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、5名が死傷するという痛ましい事故が起こった。それを契機に道交法が改正され、白ナンバーの車に対しても飲酒運転の防止対

策を強化することを目的として業務開始前後にアルコールのチェックをするということで、道交法が改正された。令和4年4月からアルコールチェックが義務化されたが、昨年の12月1日からアルコール検知器を使うことになった。確認するのは安全運転管理者だが、この安全運転管理者というのは、一定台数の車がある事業所は選任しなければならない。普通車では5台以上の車がある事業所は必ず安全運転管理者を選任しなければならない。県下の安全運転管理者約8,400人を対象に昨年10月に11回に分けて講習を行った。1年に1回必ず講習を行い、飲酒運転の悲惨さや危険性をしっかりと啓発し、検知器を使ったアルコールチェックが義務化されたことを徹底して、飲酒運転の撲滅を目指す。

委員：・酒を飲みすぎて保護される人は、年末に限らず年中たくさんいる。通報があり保護しなければならないときには、警察官職務執行法もしくは酩酊者規制法で保護するが、慢性アルコール中毒や依存症だと判断したら、法律に基づき保健所に通報している。

・一般相談でお酒を飲み過ぎているという相談やDV、児童虐待、自殺企図の110番通報が入ると、警察官が臨場するが、原因がアルコールの場合は本人、家族に対し、関係機関・団体等を教示する。

・コロナ禍では少年の深夜徘徊が減ったが、コロナ禍が明けて増えている。警察官が少年を深夜徘徊で補導し、酒を飲んでしていると認めた場合は飲酒を止めるように指導し、親にも説明して指導する。少年が風俗営業所であるバーや飲食店等、深夜に酒を提供する店に、客または従業員として滞在している場合、一般の人から通報が入るので警察官が臨場し、少年補導するとともに、営業者に対して法令違反で捜査するなど取り締まりを強化している。数十年前は風俗営業所に子どもがいることがよくあったが、最近は少なくなり検挙も少ないが、一定数はあるので取り締まりを強化していく。

委員：・教育の一番のミッションは未然防止で、未成年、特に学校、学齢期における子どもへの飲酒教育を強化している。基本的に学習指導要領に基づいて、飲酒に関する教育を行っているが、小学生では6年生、中学校では2年生、高校では1もしくは2年生で、飲酒・アルコールの害や適正飲酒を取り上げることになっている。飲酒・アルコールの害のみを取り扱うのではなく、心の健康や嗜癖も大いに関係するので、保健体育だけではなく、特別活動や道徳、それ以外のもので教科横断的に取り扱っている。

・保健や養護の先生、保健主事を中心に研修を行っている。日本学校保健会が発行する飲酒に関する冊子や指導資料等を提示しながら、重要性について伝えている。

・子どもに教えるだけではなく、保健の授業で酒について勉強してきた子どもが、家に帰ってお父さんが酒を飲んでいたら、お父さんあんまり飲み過ぎてはだめだよ、というように子どもから家族への広がりを含めて、教育で共有したい。

委員：・飲酒運転の根絶にご理解とご協力をいただき、お礼を申し上げる。岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例に基づき、取組を実施した。令和4年は各種研修会において精神保健福祉センターから講師にお越しいただき、複数回にわたり講演をしていただいた。地域において飲酒運転の根絶を呼びかけるボランティアや行政等を対象に、飲食運転根絶に向けた必要な知識の向上を図った。

・飲酒運転根絶宣言店登録を推進した。

- ・飲酒運転根絶に向けた啓発として、各種交通安全県民運動での呼びかけや、交通安全対策協議会と連携して交通安全 DVD の貸し出し等を行っている。
- ・令和 4 年の自転車の重大事故には、飲酒が絡むものも散見されたため、特に令和 5 年は自転車利用時の飲酒運転の防止についても呼びかけた。

事務局：・県民健康調査を 5 年に 1 回実施し、生活習慣病のリスクの高い飲酒をしている人の割合の把握に努めている。今年度、令和 3 年に実施した調査結果を公表し、正しい知識の普及啓発等を行っている。

- ・国が定めた基準に基づき、平成 30 年 3 月に依存症専門医療機関を 6 か所選定した。また依存症の治療、回復支援を行っている精神科医療機関のうち 1 か所（精神科医療センター）を依存症治療拠点機関として指定し、専門的な相談や、関係機関・依存症患者・家族との連携等を実施している。専門医療機関には国等が実施する各種研修を案内するなど、その質の向上に取り組んでいる。第 2 期計画では、専門医療機関を 2 次医療圏に 1 か所以上という目標が書かれているため、引き続き働きかけを行ってまいりたい。
- ・アルコール関連問題に取り組む自助グループの活動を支援するため、補助金の交付を行っており、本年度も 3 団体へ交付する予定である。
- ・アルコール健康障害対策連携会議については、地域における依存症医療に関する連携を進めるため、今年度から定期的を開催する。
- ・参考資料として、国で議論が進められている「健康に配慮した飲酒に対するガイドライン」案とその周知のためのリーフレット案を配付したので、動向を注視していただきたい。

議事（4）その他

なし

5 閉 会